

令和9年度大分県立学校職員（海事職〔甲板員〕）採用選考実施要項

大分県教育委員会

1 目 的

大分県立学校の海事職（甲板員）を志望する者について、令和9年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海 事 職 （甲板員）	若干名	大分県立海洋科学高等学校に勤務し、大分・香川両県所有の実習船の甲板員として、各種航海（国際航海を含む。）における運航及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- （1）船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する六級海技士（航海）以上の免状（令和9年4月1日において有効なもの。以下同じ。）を現に有している者、若しくは当該免状を令和9年3月31日までに取得見込みの者※1
- （2）昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者
- （3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

※1 取得見込みの者には、試験日までに海技士試験のうち筆記試験に合格した者、又は採用予定日（採用が延期される場合は、その延期された日）までに船舶職員養成施設の課程を修了し、筆記試験が免除される見込みの者を含む。

※2 採用に際し、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、海事職として採用しないこと等の措置を講じる必要があるため、選考試験合格者については、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下記（参考）記載の条文を確認すること。

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪

を犯し、刑に処せられた者

- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

4 出願等手続

(1) 願書期間及び提出方法等

出願期間	令和8年8月1日（土）9:00 から令和9年3月31日（水）17:15 までの間で 随時受付
------	---

提出は、原則下記のインターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。ただし、インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(2)の提出先まで連絡すること。

なお、出願期間中であっても、採用予定人数に達した時点で終了する場合があります。

インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法について

- ① 次の URL（若しくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインする。



<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9oita-kaijishoku>

- ※ Graffer アカウントを初めて取得する場合は、次の URL（若しくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして Graffer アカウントの作成方法を確認すること。



<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

- ※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。
- ② 入力項目ごとの指示に従い入力し、作成した（３）の提出ファイルをアップロードすること。
- ※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、（２）の提出先に修正依頼の連絡をすること。
- ※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中の URL から確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。
- ※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

（２）提出先

郵便番号 870-8503 大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号 大分県庁舎別館 7 階
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
電話 (097)506-5517

（３）提出ファイル

下記提出ファイル②自己紹介書（甲板員用）は、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokoyoiku/r9kaijishoku.html> ※右の二次元コードよりアクセス可）からダウンロードすること。



	提出物	注意事項等
①	海技免状の写し又は筆記試験合格通知書の写し若しくは船舶養成施設修了証明書等の写し	・ 次のいずれかの原本を、撮影もしくはコピー機等でスキャニングして作成した電子ファイル（10MB 以内の JPEG もしくは PDF ファイル）とすること。 ○ 六級海技士（航海）以上の免状 ○ 筆記試験に合格したことを証する書類（合格通知書等） ○ 船舶職員養成施設修了（見込み）証明書 ※ 取得見込みの者は、現在の状況を入力すること。また、取得後は、直ちに（２）の提出先に郵送すること。
②	自己紹介書（甲板員用）	・ Word ファイルを作成すること。 ・ 入力上の注意（PDF ファイル）を参照すること。
③	写 真	・ 最近 3 ヶ月以内に撮影した本人の上半身、正面、無帽の画像（10MB 以内の JPEG ファイル）とすること。 ・ 白黒、カラーは問わない。

（注意）ア 提出ファイル及び入力事項に不備がある場合は、受け付けないことがある。

- イ 提出ファイルについては、理由のいかんを問わず返却しない。
- ウ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中の URL から願書（申請内容を確認するためのもの）と受験票をダウンロードすること。受験票は、試験当日までに印刷しておくこと。

5 選考

(1) 期 日

願書を受理した後、申込者と調整の上、決定します。

※令和9年3月新規高等学校卒業者にあっては、9月16日以降で調整します。

(2) 試験場

WEB 会場：インターネット環境のある任意の場所（Zoom を使用したオンライン面接）

(3) 試験内容及び日程

試験内容	・ 個人面接（30 分） 人物・教養・専門性などについての個人面接
日 程	・ 受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

(4) 携行品 受験票

※個人面接の前に確認するので、すぐに映せるよう準備すること。

(5) 選考結果

選考結果の発表日時は、試験当日にお知らせします。発表時には、大分県教育委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には文書で通知します。

6 試験の配点

個人面接 200 点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果とともに通知する。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

(1) 選考試験の合格者は、原則として令和9年4月1日以降の日付けで採用する。

ただし、選考試験の合格者のうち、大学卒業後、海技士免状取得のため航海実習を行う場合は、航海実習の間、採用を延期する。

なお、令和9年4月1日以前において、すべての受験資格を満たす者については、令和9年4月1日より前に採用することがある。

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から④いずれかに該当する場合は採用しない。

① 受験資格がないことが判明した場合

② 六級海技士（航海）以上の免状を取得見込みの者が、令和9年3月31日までに当該免状を取得できない場合

ただし、(1) ただし書きの者については、令和9年9月30日までとする。

③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合

- ④ こども性暴力防止法に基づき行った特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合、又は犯罪事実確認に必要な手続き等に対応しない場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年大分県条例第 39 号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
- なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

電 話 0 9 7 - 5 0 6 - 5 5 1 7

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r8kaijishoku.html>